



岩内交通安全情報

岩内警察署交通課

R7-2-18



マイナ免許証って?(その1)

Q マイナ免許証って?

A マイナンバーカードのICチップに

特定免許情報

(免許番号、年月日、有効期間の末日、種類、条件等)

を記録することでマイナンバーカードを運転免許証として利用可能とするものです。

Q マイナ免許証は、いつから、どこで作れるの?

A 令和7年3月24日から、運転免許証に記載された住所の方面内の運転免許試験場と各警察署の交通窓口で作成することができます。

Q 何を持って行けばいいの?

A 運転免許証とマイナンバーカードと手数料になりますが、マイナンバーカードの有効期限が切れている場合は作成できませんので、事前に自治体でお手続きを済ませておいてください。

Q 全員がマイナ免許証にしないといけないの?

A マイナ免許証だけを持つという方法のほかに、今までどおり、運転免許証だけを持つこともできますし、マイナ免許証と運転免許証の両方を持つこともできます。

